

様式第 3 2 号（第 3 2 条関係）

年 月 日

火災とまぎらわしい煙又は火炎を
発するおそれのある行為の届出者 様

消 防 署

注 意 書

本届出書については、届け出された場所で行われるたき火行為等を、事前に消防が把握しておくことで、当該行為を火災と勘違いした 1 1 9 番通報に対応するための届出です。消防に届出したことで、たき火行為等が許可された訳ではありませんのでご承知おきください。

なお、たき火等行為中は、火災発生防止のため、次のことを遵守してください。

- 1 たき火等を実施することを近隣者にあらかじめ周知してください。
- 2 水バケツ、消火器等消火器具を準備し、終了後は確実な消火をお願いします。
- 3 たき火等をする場所は、建物や燃えやすい物から十分安全な距離がとれる場所としてください。
- 4 消火が完了するまでは、その場所を離れないでください。（飛び火や燃え上がりの火災が多いので特に注意してください。）
- 5 一度に大量に燃やさないでください。
- 6 廃棄物の処分として野外での焼却は原則的に禁止されていますので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 号に掲げる焼却処分に基づいて処分してください。
- 7 その他必要な事項（ ）

(裏)

前橋市火災予防条例第38条では、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めています。

なお、火災に関する警報の発令状況に関わらず、火の使用に係る行為については、当日の気象状況に応じた対応をお願いします。

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第38条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

1 気象台から気象警報・注意報が発表されている場合

市内に暴風警報、乾燥注意報又は強風注意報が発表されている場合は、上記の火の使用の制限を遵守するよう努めてください。

2 火災に関する警報が発令されている場合(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を含む。)

対象地域に該当している場合は、上記の火の使用の制限を遵守してください。

3 林野火災に関する注意報が発令されている場合

対象地域に該当している場合は、上記の火の使用の制限を遵守するよう努めてください。

4 その他

前記1から3以外の場合であっても、火災予防上危険な気象状況が認められたときは、上記の火の使用の制限を遵守するよう努めてください。